

砺波市災害廃棄物処理計画改定版 【概要版】

1 背景及び目的

平成23年3月に発生した「東日本大震災」をはじめ、全国各地で地震や大雨、台風等による大規模な自然災害が発生しており、本市においても発生が危惧されているところです。

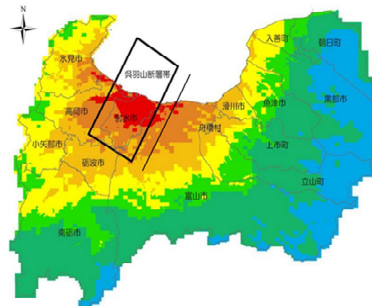
そこで、大規模災害発生時に大量に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするため、発災時に本市において甚大な被害をもたらすと予想される「呉羽山断層帯」や「邑知潟断層帯」を想定して『砺波市災害廃棄物処理計画』を改定する。

2 計画の位置付け

- (1) 環境省「災害廃棄物対策指針」及び「富山県災害廃棄物処理計画」等の改定を踏まえて改定
- (2) 災害廃棄物の処理を円滑に行うため、「砺波市地域防災計画」と整合を取り改定
- (3) 災害発生時には、実際の被害状況を把握し、本計画を基に「砺波市災害廃棄物処理実行計画」を策定し、処理にあたります。

【呉羽山断層帯地震】

- ①地震 7
- ②建物被害 最大全壊棟数 826棟
半壊棟数 16,083棟
- ③災害廃棄物推定発生量 466,551t



3 対象とする廃棄物

災害によって発生する「がれき類」等に加え、発災後に各家庭や避難所から排出される「生活ごみ」や「し尿」等も対象とします。

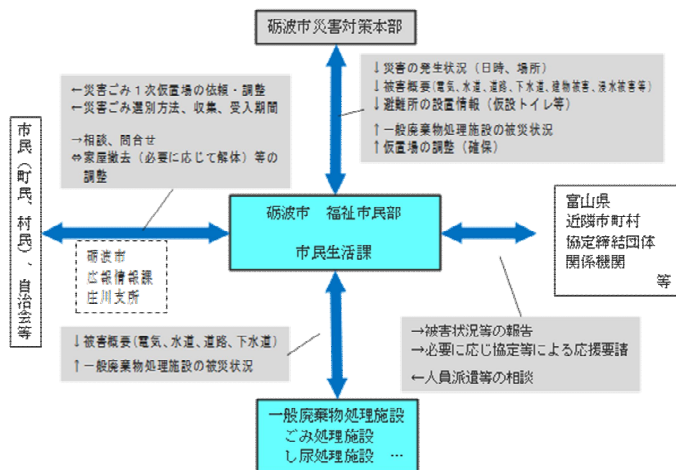
4 組織体制

本市で災害があった場合は、「砺波市災害対策本部」が設置されます。

災害廃棄物の処理は、砺波市災害対策本部の市民生活班が中心に行いますが、家屋の解体撤去やがれき類等の仮置場の設置などについては、土木班と連携して取り組みます。

単独での処理が難しい場合は、県や近隣市町村、一部事務組合等に対し協力を要請し、円滑な処理を行える体制を構築していきます。

なお、発災後の廃棄物の排出方法や処理スケジュールについては、砺波市災害対策本部と連携し、周知啓発を図っていきます。



5 処理の方針

- (1) 「がれき類」等は、仮置場を設置し、一時的に保管しながら処理をしていきます。
- ① 仮置場の候補地は、市内にある公園等の公有地を優先的に選定します。（別紙参照）
 - ② 仮置場は、必要に応じ、粗分別や破碎処理等を行う「一次仮置場」、焼却処理や再生利用に向けた再分別を行う「二次仮置場」を選定します。
 - ③ 概ね3年での処理を目標とします。

- (2) 上記の処理と並行して、避難所や家庭等から排出される「生活ごみ」や「し尿」の処理も行います。
- ① 被災した家庭等から排出される「生活ごみ」は、平時の集積場所を利用し、収集運搬し処理します。
 - ② 避難所から排出される「生活ごみ」は、避難所ごとに分別、排出、収集運搬し処理します。
 - ③ 浄化槽や下水道が使用できず、携帯トイレ等により凝固剤が使用された「し尿」は、燃えるごみとして衛生処理をします。
 - ④ 避難所等で使用される仮設トイレについては、汲み取りをし、し尿処理場で処理します。

- (3) 広域的な処理体制を構築します。
- ① 既存の廃棄物処理施設では、処理が間に合わない場合や施設の稼働ができない場合も考慮し、国や県、他の自治体や廃棄物処理業者に支援を要請し、処理を行います。
 - ② 仮設トイレや収集車両などの資機材が不足する場合は、県を通じて、他の自治体等に支援を要請し、補充します。

災害時の廃棄物処理の流れ

